

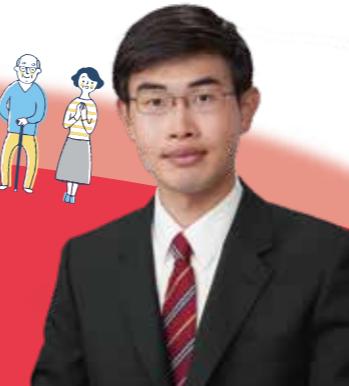


大田区議会議員 松原 はじめ

区政レポート

令和3年度春号

<https://hajime-m.tokyo/>



プロフィール
 ●昭和62年8月11日大田区上池台生まれ
 ●池上みどり幼稚園卒園
 ●大田区立小池小学校卒業
 ●大田区立貝塚中学校卒業
 ●立正大学附属立正高等学校卒業
 ●國學院大学法學部法学科卒業
 ●共同ピーアール株式会社にて
 新商品・イベント等の広報活動に従事
 ●2020年4月大田区議会議員選挙にて再選



ご挨拶

日頃より、松原はじめの活動にご理解とご支援を頂き、誠にありがとうございます。

現在、私は無所属の区議会議員として活動しております。大田区議会内においては、令和元年5月より、「令和大田区議団(無所属5+維新1)」に所属しております。当会派のモットーは、区の施策に対して、政党の枠に囚われず、是々非々で政策判断をすることです。

当会派は、昨年、ベテランの荒木秀樹区議を加えて6人となり、これにより区長に対する代表質問権や、議会幹事長会、議会運営委員会等の大田区議会の方向性を決める重要な委員

会への出席権を得るだけなく、予算決算議決時のキャスティング・ボートに関与しえる規模となりました。本年は、より積極的に区行政に対する発言力を向上させていくとともに、行学二道の精神のもと、バックボーンの異なるメンバー達と切磋琢磨しながら、大田区を「より暮らしやすい、豊かなまち」にすることを目指し精進してまいります。

今回のレポートでは、昨年一年間の活動報告や、大田区議会の動きをまとめております。ご一読いただき、区政に対する率直なご意見を頂戴できれば幸いです。今後とも、ご指導ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。



現在、国内で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症に対する区関連の相談、給付・貸付制度、保険料徴収猶予、等の窓口情報の一部を抜粋し記載しております。

《大田区 新型コロナウイルス感染症 相談窓口情報》

ご確認ください



※詳しくは大田区ホームページの新型コロナウイルス感染症情報 相談窓口一覧

<https://www.city.ota.tokyo.jp/cyuumokujoho/infection/toiawaseishiran/index.html>

◆新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者電話相談センター)

- 大田区相談センター(感染症対策課) 平日:午前9時から午後5時 03-5744-1360 03-5744-1524
- 東京都発熱相談センター 24時間対応(土曜・日曜・祝日を含む) 03-5320-4592

発熱が続いている方や呼吸器症状がある方、流行地域への渡航歴や患者との接触歴がある方の相談窓口です。

◆住居確保給付金

- 大田区 生活再建・就労サポートセンター JOBOTA

03-6423-0251

賃貸住宅にお住まいの方、離職や自営業の廃止又はやむを得ない理由による就業機会等の減少により、経済的に困窮し住居を失うおそれのある方を対象に、家賃相当額を支給するとともに就労支援を行います。受給には収入・資産等の要件があります。
 ※3月末までの間に支給が一旦終了した方に対しさらに3ヶ月間再支給。

区政についてのご意見、ご要望など、お気軽にご連絡ください

- お名前(ふりがな)
- ご住所・郵便番号
- ご連絡先
- E-mail

E-mail
hajime.62.08.11@gmail.com
 明記の上 FAX
03-6425-7680

松原はじめ 事務所

〒145-0064東京都大田区上池台3-25-3
 電話:03-6425-7666

◆緊急小口資金(特例貸付)

- 大田区社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、生活維持のため、緊急かつ一時的な支援が必要な世帯のための貸付です。 貸付金額:20万円(上限) ※返済開始時期を令和4年3月末まで延長。

03-3736-7777

◆総合支援資金 生活支援費(特例貸付)

- 大田区社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、緊急小口資金利用後も、日常生活の維持が困難になっている世帯のための貸付です。

1 貸付金額:二人以上世帯 月額20万円以内、 単身世帯 月額15万円以内

2 貸付期間:原則3ヶ月以内

03-3736-7777

◆新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ徴収猶予の特例制度

- 整理大森(大森・山王・馬込・中央・池上・平和島)

03-5744-1200

- 整理調布(領町・田園調布・鶴の木・雪谷・千鳥・久が原・千束・仲池上・上池台・石川町)

03-5744-1201

- 整理蒲田(蒲田・羽田・糀谷・萩中・六郷・矢口・下丸子・多摩川)

03-5744-1202

- 整理区外(大田区外)

03-5744-1203

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入(給与収入など個人の経常的な収入を含む)に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。

◆新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免

- 国保年金課国保資格係

03-5744-1210

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の収入が減少した世帯は、国民健康保険料の減免を申請することができます。※申請期限は令和3年2月26日(金曜日)です。

◆新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険傷病手当金の支給

- 国保年金課国保給付係

03-5744-1211

大田区国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、その療養のために連続した3日を含む4日以上会社等を欠勤した期間について、給与等の全部又は一部の支払いを受けることができなかった場合、傷病手当金を支給します。

◆新型コロナウイルス感染症の影響に係る後期高齢者医療保険料の減免制度

- 国保年金課後期高齢者医療担当

03-5744-1608

新型コロナウイルス感染症により、1.世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った。2.世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合については、後期高齢者医療保険料が減免される場合があります。

◆新型コロナウイルス感染症に伴う後期高齢者医療傷病手当金の支給

- 東京都後期高齢者医療広域連合

0570-086-519

東京都後期高齢者医療保険に加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、その療養のために仕事を休まざるをえなくなり、給与の全部または一部を受けることができなくなった方に、傷病手当金を支給します。

議会活動報告 令和2年

会派活動

令和
2年
8月

自民公明両会派と連名で松原忠義大田区長宛に、「新型コロナウイルス感染拡大防止に協力する飲食店等への支援について」の要望書を提出。

令和
2年
12月

松原忠義大田区長宛に、令和3年度予算編成に関する要望書を提出。
※受け取りは、川野正博副区長と清水耕次副区長。右は一部抜粋。



- 大田区感染拡大防止協力金(第1回10万円、第2回5万円)として実現。※申請受付は終了。

- micsおおたと外国人在留支援センター(FRESC／フレスク)の連携強化による在留外国人の不安軽減
- 商店街装飾灯整備事業、若手商人育成事業等の現状の商店街支援策を維持
- コロナ禍において羽田空港での水際対策を強化するため入国者の規制厳格化を国に要望
- DV被害の被害者、その子供の各種手続きの一元化
- 交通要所における駐輪場不足地域の把握と整備事業の推進
- 品川区を参考により視覚効果を意識した自転車走行指導帯の改善
- リニア中央新幹線ルートの空洞調査
- 環境上不良な住居の改善に向けた取り組み(代執行も含む)の推進
- 空き家に対して積極的な空家等対策の推進に関する特別措置法の適用
- いじめ対策課を区長部局に新設
- 自衛隊と危機管理室の定期的な意見交換の場の設置

議員活動

■ 第1回定例会(令和2年2月17日～3月25日)一般質問

ゴミ屋敷改善を求める質問

本定例会では、令和元年秋の台風被害に対する原因究明及び、被災自治体から提出された「令和元年台風19号被災に関する課題と要望」への格段の配慮を求めるとともに、下記記載の区内のゴミ屋敷(環境上不良な状態の住居)改善に向けた取り組みを求める質問を行いました。

問 「環境上不良な状態の住居」近隣住民の住環境を衛生面から著しく悪化させるだけでなく、時には区道を塞いだり、電信柱、電線等の社会的インフラに対しても脅威となる状況を生み出す。本件の問題提起をしてから3年半余り、そもそも区の集計のあり方に疑問を感じている。「環境上不良な状態の住居」が周辺環境に脅威を与えるという観点から、隨時把握する必要があると考えるが、考えを伺う。

答 平成28年の調査において区が確認している廃棄物の管理が不適切な家屋は、8件であった。区としては、これらの住居の居住者に対し、継続的な訪問や助言、文書により生活用品などの適切な整理と管理について、強く指導してきた。その結果、現在までに廃棄物の撤去に至ったケースが3件ある。現在、区民や特別出張所からの報告で、新たに3件の環境上不良な状態の住居を確認している。引き続き関係部局と調整の上、環境上不良な状態の住居の把握に努めるとともに、改善に向けた相談や指導を継続していく。

問 以前より、区はこれらの住居に対して、福祉的な支援を優先してきた。しかし、その期間は、近隣住民に対して忍耐を強いいる期間と同義であると考える。福祉的支援の優先するにしても、期間を定めて対応すべきである。「代執行を除き改善が望めず、放置することが著しく公益に反する」状況を明確にし、区内の「環境上不良な状態の住居」の解消に向けて、なお一層対応すべきであると考えるが、考えを伺う。

答 区としては、居住者が抱える生活上の課題の福祉的支援を通じた根本的な解決に向けて、居住者との話し合いはもちろん、必要に応じ指導も積極的に行うとともに、近隣住民の方にも理解と協力が得られるよう取り組んでいく。更に、居住者が地域との関係性を構築できず、近隣とトラブルとなることで一層孤立を深めることがないよう、関係部局や地域の方との連携を図り、環境上不良な状態の住居の解決に取り組んでいく。

■ 第2回定例会(令和2年6月11日～22日)一般質問

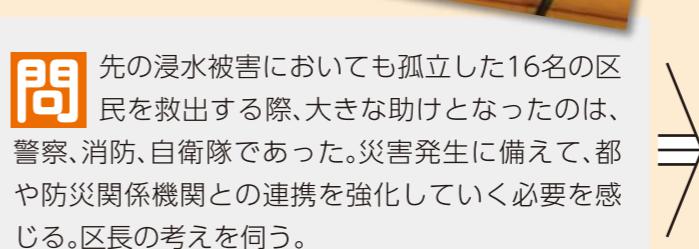
令和元年台風19号による風水害を念頭に、コロナ禍でも大田区の防災力を高めることを望み以下の内容の議会質問を行いました。また、本定例会では、コロナ禍における区立小中学校の開校維持への取組、区内催事に対する統一基準の策定、庁舎内の人員配置等に関する質問も行いました。

問 本年も台風シーズン、出水期を迎えた。当会派では、元年の浸水被害後の毎定例会にて、絶えず世田谷区をはじめとする広域的な防災への取り組みの重要性を申し上げ、求めてきたが、これまでの進捗と成果について伺う。



問 先の浸水被害においても孤立した16名の区民を救出する際、大きな助けとなったのは、警察、消防、自衛隊であった。災害発生に備えて、都や防災関係機関との連携を強化していく必要を感じる。区長の考えを伺う。

答 多摩川流域大規模減災協議会において、ハード対策とソフト対策が一体となった「多摩川緊急治水対策プロジェクト」を今後概ね5から10年間で進めていくこととなった。2年度は5月に書面会議を開催し、減災に係る取組方針を拡充したほか、多摩川タイムラインの確認や京浜河川事務所管内などにおける主な取り組み内容の共有を行った。この間、国土交通省が実施した洪水予警報の情報伝達訓練に参加し、都県を介した洪水予警報の受信や区の活動体制や活動状況の発信などに取り組んだ。また、2年5月下旬に、本区と川崎市、世田谷区の3市区が台風19号の教訓を踏まえた風水害対策の強化方針を共有するとともに、避難情報を発令するタイミングや方法などについて協議した。喫緊の課題である避難場所などにおける感染症対策についても意見交換を行い対策に反映した。今後も、多摩川の流域また下流部で、共通の課題に取り組む国や都県、自治体などとの相互連携を図りながら、区の風水害対策の強化に取り組んでいく。



答 都をはじめ警察、消防、自衛隊などの連携が極めて重要であることは、台風19号での救助活動などを通じ、改めて実感した。今後、災害の発生が差し迫っている場合には、区内の警察、消防に加え自衛隊の部隊や都からも連絡員を区の災害対策本部に配置していただくなど、更なる連携態勢の強化を図っていく。